

## 代表者変更

### (公社)埼玉県宅建協会・(公社)全宅保証協会 「変更届」必要書類一覧

変更内容	必要書類	変更届 (業・保 兼用 協会 様式)	行政 府届出 済み 変更 届出書 (写)	連 帶 保 証 書 (求 償 No. 4) ※ 1	印 鑑 証 明 書 (代 表 者 個 人) ※ 3	誓 約 書 (求 償 No. 5) ※ 2	印 鑑 証 明 書 (法 人) ※ 4	政治 連 盟 入 会 申 込 書 (金 員 不 要)	誓 約 書 (政 治 連 盟)
法人 代表者	埼玉県知事 埼玉本店大臣 の本店*	○	○ 第1面	○	○	○	○	○	○
	他県本店大臣 従たる事務所*	○	○ 第1面	—	—	—	—	○	○

※1…代表者個人の実印、極度額についてご不明なときはご連絡ください。(下記参照)

※2…法人の実印 ※3※4…各行政府よりお取り寄せ下さい

◎変更届（正会員名簿登録事項変更届）は、正本1部・副本1部（計2部）と上記必要書類および返信用封筒（宛先明記・副本1部の重量所要額の切手貼付）を、本部事務局へご提出下さい。

また、代表者変更時にその他の変更事項◆もある場合には、該当欄にご記入の上、同時に届出ください。

◆商号・名称、所在地、TEL・FAX、最寄りの沿線・駅名、Eメールアドレス・ホームページアドレス

その際、所在地変更および従たる事務所名称変更の場合は、行政府届出済み変更届出書(写)の第3面も必要です。

\*埼玉県知事免許・埼玉本店大臣免許で県内に複数店舗がある場合は本店のみ、他県本店大臣免許で県内に複数店舗がある場合は1店舗のみのご提出で結構です。

ご不明な点がございましたらご連絡お願い致します。

#### 連 帯 保 証 書 極 度 額 に つ い て

極度額は、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定により①主たる事務所分として1,000万円、②設置する従たる事務所の数に500万円を乗じた額を算出し、①と②の合計額を記入していただきます。

すなわち営業保証金の額と同額になります。

本店のみ 1,000万円

本店+従たる事務所1店 1,500万円 (1,000万円 + 500万円)

本店+従たる事務所2店 2,000万円 (1,000万円 + 500万円 × 2)

本店+従たる事務所3店 2,500万円 (1,000万円 + 500万円 × 3)